

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

ユニグループは、『お客さまの毎日に一番の満足をお届けします。』というグループのミッション、『お客さまと地域社会の期待を超える独自商品・サービスの企画開発・提供をとおり、身近で信頼されるパートナーをめざします。』というグループのビジョン、私たちの行動規範でありミッション・ビジョンを実現するための『独自性・主体性・誠実・基本・多様性』という5つの共有価値観をユニグループの理念としております。この基本理念のもと当社は、傘下に小売業を主体とする事業会社を統括する純粋持株会社として、株主様の付託に応えるべくグループシナジー効果を最大限に追求し長期的かつ安定的な発展を目指していくとともに、お客様・お取引先・株主様・地域社会・従業員などの全てのステークホルダーにとって魅力ある企業集団となり、継続的に企業価値を向上させていくことが重要であると考えております。これらを実現していく上で、グループ全体でコーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上と経営の透明性・健全性確保に努めてまいります。

また、当社は、会社法の定めにより、取締役会において内部統制基本方針を制定し、法令遵守はもとより、高い倫理観をもって当社ならびにグループ各社を統制する旨を決議しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|------------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 25,774,400 | 11.19 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 14,231,600 | 6.17 |
| 伊藤忠商事株式会社 | 6,992,000 | 3.03 |
| 日本生命保険相互会社 | 6,807,049 | 2.95 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口) | 6,548,618 | 2.84 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 6,074,611 | 2.63 |
| CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW | 5,683,251 | 2.46 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 5,403,012 | 2.34 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 5,171,500 | 2.24 |
| 第一生命保険株式会社 | 5,000,631 | 2.17 |

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

- 大株主の状況は、直前事業年度末(平成28年2月29日)の状況です。
- 大株主の状況の割合は自己株式3,767,479株を控除して計算しております。

3. 企業属性

| | |
|---------------------|----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、名古屋 第一部 |
| 決算期 | 2月 |
| 業種 | 小売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1兆円以上 |

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社を3社有しており、グループシナジーを最大限に発揮すべく連携を図っておりますが、同時にグループ経営の基本方針である「自主独立責任経営」のもとに経営の独立性を維持しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|--|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | |
| 古角 保 | 他の会社の出身者 | | | | | △ | | | | | | | |
| 加藤 倫朗 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | |
| 佐伯 卓 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--|---|
| 古角 保 | | (株)三菱東京UFJ銀行顧問 あいおいニッセイ同和損害保険(株)社外監査役 (株)サンゲツ社外取締役 東邦瓦斯(株)社外監査役 (株)ATグループ社外取締役 | 1. 社外取締役に選任した理由 長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 |
| 加藤 倫朗 | ○ | 日本特殊陶業(株)相談役 | 1. 社外取締役に選任した理由 長年にわたる企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 2. 独立役員に指定した理由 東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断するため。 |
| 佐伯 卓 | ○ | 東邦瓦斯(株)代表取締役会長 東海旅客鉄道(株)社外取締役 (株)大垣共立銀行社外監査役 | 1. 社外取締役に選任した理由 長年にわたる企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していた |

| | | |
|--|----------------|--|
| | 愛知時計電機(株)社外監査役 | だくため。 2. 独立役員に指定した理由 東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断するため。 |
|--|----------------|--|

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|-------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役員の員数 | 4名 |
| 監査役の数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、当社の会計監査人であるあずさ監査法人と適宜打ち合わせを行っております。監査の方法については、監査役と会計監査人で事前協議を行い、会計監査人が行った監査について、監査役は報告を受けております。また、監査役は、内部監査部門の監査室と年4回四半期毎に会合を持ち、監査体制・監査計画・監査方法・監査結果等に関し、協議を行っております。監査室は、必要な都度、監査役に対し報告を行っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m | |
| 南谷直毅 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | | |
| 田島和憲 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | △ | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|------|--|--|
| 南谷直毅 | ○ | 南谷法律事務所弁護士 (株)サークルKサンクス監査役 CKD(株)社外監査役 | 1. 社外監査役に選任した理由 弁護士としての専門的見地ならびに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため。 2. 独立役員に指定した理由 東京証券取引所が定める独立役員の独立性 |

| | | | |
|------|---|--|--|
| | | | に関する要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断するため。 |
| 田島和憲 | ○ | 田島和憲公認会計士事務所公認会計士・税理士 ユニー(株)社外監査役 豊田通商(株)社外監査役 ダイコク電機(株)社外監査役 (株)進和社外監査役 日本デコラックス(株)社外取締役 | 1. 社外監査役に選任した理由 公認会計士、税理士としての専門的見地ならびに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため。 2. 独立役員に指定した理由 東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断するため。 |

【独立役員関係】

| | |
|--|----|
| 独立役員の人数 更新 | 4名 |
|--|----|

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、選任に当たっては、独立役員の属性として証券取引所が規定する内容等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|-----|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | その他 |
|---------------------------|-----|

該当項目に関する補足説明

事業年度における各取締役の業務実績及び会社への貢献度合に応じて、毎年見直しを行っております。

| | |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 | |
|-----------------|--|

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬)の開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明 更新

前事業年度に取締役及び監査役に支払った報酬等の総額は以下のとおりであります。

| 支給人員 | 支給額 |
|--------|--------|
| 取締役 9名 | 81百万円 |
| 監査役 6名 | 22百万円 |
| 計 15名 | 103百万円 |

- (注) 1. 上記には、平成27年5月21日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役及び監査役の報酬の額は、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は取締役会決議により決定し、監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成19年5月17日開催の第36回定時株主総会において年額4億5千万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成19年5月17日開催の第36回定時株主総会において年額8千万円以内と決議いただいております。

| | |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の額は、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は取締役会の協議により決定し、監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会に付議される重要な議案について、社外取締役及び社外監査役には取締役会事務局より、資料配布とともに事前説明が行われております。また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席するほか、取締役及び業務担当者等から、業務執行の状況について説明、報告を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1 業務執行

当社は、業務執行の的確かつ機動的な意思決定を行う機関として「経営会議」を設置し、定期開催し、グループ全体に係る事業戦略、経営課題、財務に係る重要事項など業務執行上重要な事項について報告・検討を行っております。

また、取締役会は業務執行上重要な事項の決議を行うとともに、重要な規程等を定め、適切かつ効率的に業務の執行が行われる体制を構築しております。

2 監査、監督

監査役は、社外監査役2名を含む4名で、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席するほか、取締役等から業務執行状況の報告を受け、重要な決裁文書の閲覧を行い、内部監査部門との連携により当社ならびに関係会社の経営監視を行っております。

内部監査部門のメンバーはそれぞれ専門的知識を有しており、当社ならびに関係会社(上場会社を除く)を対象とし、業務監査を実施しております。

公認会計士監査は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び、期中の取引監査及び四半期、期末の会計監査を受けております。指定社員業務執行役員として、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山川 勝氏、鈴木 賢次氏及び膳亀 聡氏であり、いずれも当社との間に特別な利害関係はなく、継続監査年数は7年以内であります。尚、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士27名、その他11名であります。

3 指名

取締役候補者の選定にあたっては、候補者の人格、識見、実績等を総合的に考慮し、取締役会で決定しております。

4 報酬決定

役員報酬の方針は、以下のとおりであります。

・取締役報酬

取締役報酬は、株主総会で承認を受けた報酬総額を限度に、下記の方針により取締役会で決定しております。

取締役の報酬は、中長期的な株主価値の向上との連動を図ることを基本方針とし、次の構成とする

(1)基本報酬(定額報酬)

基本報酬は、取締役見合と業務執行見合で構成し、担当する職務に応じて支給する。

(2)賞与

賞与は、企業業績を各人の担当する職務に関する業績達成度合を考慮して、取締役会決議により支給する。

また、使用人兼務役員については、従業員賞与とのバランスを考慮し、予め一定額を夏期冬期に支給する。

なお、期末は別途基準により支給する。

・監査役報酬

監査役報酬は、株主総会で承認を受けた報酬総額を限度に、監査役の協議により決定している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社グループは、ユニー株式会社及び株式会社サークルKサンクスの基幹事業会社、上場3社、小売業を主体とする複数の事業会社を統括する持株会社として、グループ全体の戦略策定、経営資源の適正配分、業務執行の監督等を行っております。

経営体制としては、取締役会・監査役会設置会社として、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。監査役(監査役会)は、独立性を保持し、法律や財務会計等の専門知識を有する複数社外監査役を含む監査役で構成され、取締役会は、社外取締役を含むグループの幅広い事業に精通し、経験・見識等を有した取締役で構成し、グループ全体の戦略策定、経営資源の適正配分、業務執行の監督等を協働し、全てのステークホルダーの皆様にとって魅力ある企業集団となり、経営効率の向上と経営の透明性・健全性確保に努め、グループ全体におけるコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

現状の体制において、コーポレート・ガバナンス上の大きな問題はありますが、継続して更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|----------------|---------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会開催日の約3週間前に発送しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 株式会社ICJの議決権行使プラットフォームに参加しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|-------------------------------|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 代表取締役自身の説明による説明会を年2回開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信及び決算説明資料をホームページに掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IRについては広報IR室が担当しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | ステークホルダーとの係わりについては、倫理規範である「私たちの行動指針」に基本方針を明示し、従業員に周知しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 環境保全活動については、ISO14001の認証を取得し、当社独自の活動しております。また、これらの活動状況については、「環境レポート」として公表しているほか、ホームページ上でも公開しております。CSR活動の一環としては、店頭での一円玉募金活動、大規模災害発生時の支援活動等を行っております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 経営及び事業活動の透明性を高めるため、法制度等に基づく情報開示を適正に実行するとともに、有用で信頼性のある情報をタイムリーかつ継続的に開示していきます。 |

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】

・当社は、会社法の定めにより、取締役会において以下のように内部統制基本方針を制定し、法令遵守はもとより、高い倫理観をもって当社ならびにグループ各社を統制する旨を決議しております。

【内部統制に関する基本方針】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、「ミッション」「ビジョン」「5つの共有価値観」で構成するユニークグループの理念をグループの行動規範とし、法令・定款及び社会的規範を遵守し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。また、使用人が遵守すべきルールは、取締役会の承認を得た基本規程を基に、規則・業務マニュアル等を定め、その徹底を図る。

b. 法令・定款遵守の下、コンプライアンス関連規程を定め、その運営機関として「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、当社ならびにグループ各社のコンプライアンス推進のための活動・統制を行う。また、当社の監査室は、コンプライアンス関連規程の遵守状況について当社ならびにグループ各社に対し定期及び特別監査を実施し、代表取締役及び監査役に報告する。

c. 取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、取締役会に報告し不適合の是正を行う。

d. 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監査し、監査機能の実効性の向上に努める。

e. 当社ならびにグループ各社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、その関係遮断を社内外に宣言し対応を図る。また、警察、弁護士等の外部機関、業界団体及び地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社ならびにグループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報を文書(電磁的記録を含む)に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社は、当社及びグループ各社のリスクの発生・低減、及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規程を定め、リスク管理体制を構築する。

b. 当社は、グループ全体のリスク管理を統括する機関として、当社に代表取締役社長を委員長とする「グループリスクマネジメント委員会」を設置する。また、リスクの発生時には、「危機管理規則」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため迅速かつ適切な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、社外取締役を除く当社取締役及び常勤監査役ならびに幹事子会社の社長等で構成する経営会議を定期開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。

b. 取締役会は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」ならびに「決裁権限規程」を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(5) - 1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

a. 当社は、グループ経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、グループ各社で共有し、必要な規程類の整備に努める。また、「関係会社管理規程」において、グループ各社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。

b. 当社は、グループ各社の決算書、事業計画等に関する報告書を四半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。

c. 当社は、グループ各社の社長に対する「グループ経営インタビュー」を四半期毎に開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。

d. 当社は、グループ各社の業務・管理担当役員等で構成する「グループ経営管理委員会」と実務を担う「内部統制分科会」及び「グループリスクマネジメント連絡会」を定期開催し、各社の内部統制の整備状況の確認、グループ内部統制の課題の検討を行う。

(5) - 2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社は、当社及びグループ各社のリスクの発生・低減、及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規程を定め、リスク管理体制を構築する。また、グループ各社に対し、当社の「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規程を周知徹底させ、当社の規程に準じたグループ各社の社内規程整備に努めさせる。

b. 当社は、グループ各社の業務・管理担当役員等で構成する「グループ経営管理委員会」において、グループ各社におけるリスクマネジメント委員会等の実施報告その他、リスクへの対応状況の報告を受け、内部統制の整備状況の確認、グループ内部統制の課題の検討を行う。

c. 当社は、「グループ環境社会貢献委員会」を設置し、グループ各社の地球環境保全活動ならびに地域社会貢献活動の立案・推進に努める。

(5) - 3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 当社は、グループ各社の社長に対する「グループ経営インタビュー」を四半期毎に開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。

b. グループ各社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、経営会議等の会議を定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。また、各社内における職務分掌、職務権限ならびに決裁権限に関する規程を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

(5) - 4 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、ユニークグループの行動規範として定めた、「ミッション」「ビジョン」「5つの共有価値観」で構成するユニークグループの理念を、グループ各社に周知するとともに、グループ各社が行動基準等を作成し、取締役及び使用人へ周知するよう努める。

b. 当社は、当社の顧問弁護士とユニークグループ全体としての顧問契約を行い、グループ各社が職務の執行におけるコンプライアンス上の問題点に関するアドバイスを求めることができる体制を整備する。

c. 当社は、グループの全従業員を対象とする通報制度「グループヘルプライン」を設け、グループ各社のコンプライアンス体制の推進に努める。

d. 当社の取締役、監査役または関係会社担当は、グループ各社の取締役または監査役として、グループ各社の取締役会等の主要な会議に出席し、グループ各社の経営状況等の把握を行う。

e. 当社の監査室は、グループ各社におけるコンプライアンス関連規程の遵守状況についてグループ各社に対し定期及び特別監査を実施し、代表取締役及び監査役に報告する。

f. 当社の監査役は、グループ各社の監査役に構成する「グループ監査役連絡会」を定期的に開催し、グループ内の内部統制システムの整備状況と運用状況について監視と検証を行う。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、全社的内部統制の状況及び業務プロセスについて、「グループ財務報告内部統制委員会」の方針に基づき評価・改善・是正及び文書化を行い、これらの活動を経営会議に適宜報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役(監査役会)は、監査室もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務遂行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し監査室長ならびに担当取締役の指揮命令を受けない。

(8) 子会社を含む取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、監査役(監査役会)に対し、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、通報制度「グループヘルプライン」による通報状況及びその内容を、速やかに報告する。

また、グループ各社が独自で設置している社内通報制度に対する通報状況及びその内容についても、四半期毎に報告する。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、「グループヘルプライン」及び各社が独自で設置している社内通報制度へ公益通報をした者ならびに監査役に前項の報告をした者に対し、当該通報または報告をしたことを理由とする不利益取扱いを禁止する。

b. 当社及びグループ各社は、公益通報した者に対する不利益取扱いの禁止を就業規則及び社内通報規程等にて定め、取締役及び使用人に対し周知する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

a. 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役の職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請または事後速やかな報告により、その費用を前払いまたは事後の支払いにより負担する

b. 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 取締役及び使用人は、監査役(監査役会)の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。

b. 代表取締役は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況につきましては、各項目の方針に対する整備・運用状況の調査を実施し、各項目で定めた方針に基づき適切に運用されていることをグループリスクマネジメント委員会及び経営会議に報告の上、取締役会にて報告し、全取締役及び監査役が確認しております。

また、当社及びグループ各社にとって、より適切な内部統制システムを構築すべく、整備・運用について、継続的な実行及び改善に努めております。

運用状況の概要については、以下のとおりとなります。

(1) 内部統制に関する基本方針の改訂と周知

当社は、平成27年4月10日の当社取締役会の決議により内部統制に関する基本方針の内容を一部改訂いたしました。当該変更の後にその趣旨、内容等につきまして当社及びグループ各社に説明を行い、グループ全体に周知を図り対応を指示いたしました。

(2) コンプライアンス体制

当社及びグループ各社の取締役等及び従業員が企業行動規範であるユニーグループの理念に基づき、法令・定款及び社会的規範を遵守した行動をとるよう、月間コンプライアンステーマを定める等周知徹底と遵守を図っております。また、グループヘルプラインを設置し四半期毎に実態を多面的かつ多層的に把握し、当社取締役会に報告するとともに、改善の検証を行っております。

(3) リスク管理体制

当社は、グループ経営管理委員会を年6回、グループリスクマネジメント委員会を年4回開催し、当社及びグループ各社のリスク管理状況及び発生したリスクの内容と対策を確認し、当社取締役会に報告しております。また、危機発生時に被る損失又は不利益を最小限とするため危機管理規則を整備し、危機発生時は緊急対策本部を設置するなど具体的な危機管理体制を確立しております。

(4) 監査役の職務の執行

常勤監査役は経営に影響する重大な事象について、取締役等及び従業員より報告を受け、また申請書の閲覧、各会議体への出席などを通して得た情報をタイムリーに社外監査役と共有するとともに、必要な意見を表明し、かつ、内部監査室及び会計監査人と随時情報・意見交換を行う等、緊密な関係を保っております。

また、グループ監査役連絡会を定期的に開催し、グループ各社の内部統制システムの整備状況と運用状況について、監視と検証を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社ならびにグループ各社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、その関係遮断を社内外に宣言し、決して屈することなく毅然とした態度で臨み、対応を図ることを定めております。

・その整備状況においては、反社会的勢力排除に向けた対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置しております。また、警察、弁護士等の外部機関、業界団体及び地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

「株式会社の支配に関する基本方針」

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(1) 基本方針の内容

当社グループは、当社、子会社29社及び関連会社8社で構成され、主な事業内容として総合小売業、コンビニエンスストア及び各種専門店をチェーン展開する小売業及び金融事業とその関連サービスを行う企業グループで構成されており、連結営業収益は1兆387億円、パートタイマー等を含む連結ベースでの従業員数は4万人を超え、グループに上場会社5社を有し、グループ間のシナジー効果を追求して、企業価値の向上に努めております。

そのような状況の中、当社及び当社グループは、グループシナジーをさらに高め、企業価値を最大化できるように、経営方針を「a. 総合小売事業とコンビニエンスストア事業の2基幹事業を成長・拡大させる」「b. 金融・サービス事業の強化による顧客満足度を向上させる」「c. 各事業会社の経営基盤の安定に向けた改革をする」「d. 既存事業の成長に寄与、あるいは将来ニーズに対応した新規事業を展開する」の4点とし、業績向上に努めております。

こうした当社グループの経営基盤は、それぞれの店舗が存在する地域社会、地域社会におけるお客様、お客様への奉仕にやりがいを感じる意欲の高い従業員、更には、安全・安心・高品質な商品を効率よく提供していただける取引先など、様々なステークホルダーとの強固な関係により成り立っており、この関係の維持、更には緊密化こそが、当社及び当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、前記(1)の当社の事業基盤に関する十分な理解なくしては、当社グループの企業価値を適正に判断することはできないものと考えており、仮に、特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような大規模な当社株式の買付行為(以下、「大規模買付行為」といいます。)が発生した場合には、その買付提案に応じるか否かについて、株主の皆様適切にご判断いただくために、大規模買付をする者(以下、「大規模買付者」といいます。)と当社取締役会の双方から、それぞれに必要なかつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。

そこで、当社は、こうした大規模買付行為に対して、a. 大規模買付者から、株主の皆様のご判断に必要な大規模買付行為に関する情報(大規模買付行為後の経営方針や事業計画、前記(1)の多くのステークホルダーとの関係についての方針等)の提供を受けること、b. 当社取締役会が、その大規模買付行為を評価し、交渉・協議・評価意見・代替案の作成等ができる期間を設けること等を要請するルールを策定しました。また、このルールが順守されない場合には、株主の皆様を保護する目的で一定の対抗措置を発動する可能性も考慮しました。

そのため当社は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を向上させるため、前記の基本方針に照らし不適切な支配の防止のための取り組みとして、当社株式の大規模買付行為への対応方針(以下、「買収防衛策」といいます。))を、平成18年4月13日開催の当社取締役会において決定し、以後、その基本的考え方を維持して、平成23年5月17日開催の当社第40回定時株主総会においても株主様のご承認をいただいて買収防衛策を継続してまいりました。

そして、平成26年5月22日開催の当社第43回定時株主総会においても、従前の買収防衛策について、情報提供要請期間の設定、取締役会評価期間の延長の設定、株主意識確認株主総会の招集等について、規定等を改める見直しを行ったうえで、当社買収防衛策として、株主の皆様のご承認をいただき導入しております。

(3) 前記(2)の取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、前記(2)の取り組みが当社の前記(1)の基本方針の内容に沿って策定され、取締役の地位の維持を目的とするものではなく、当社の企業価値の向上・株主共同の利益の確保に資するものであると考えます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

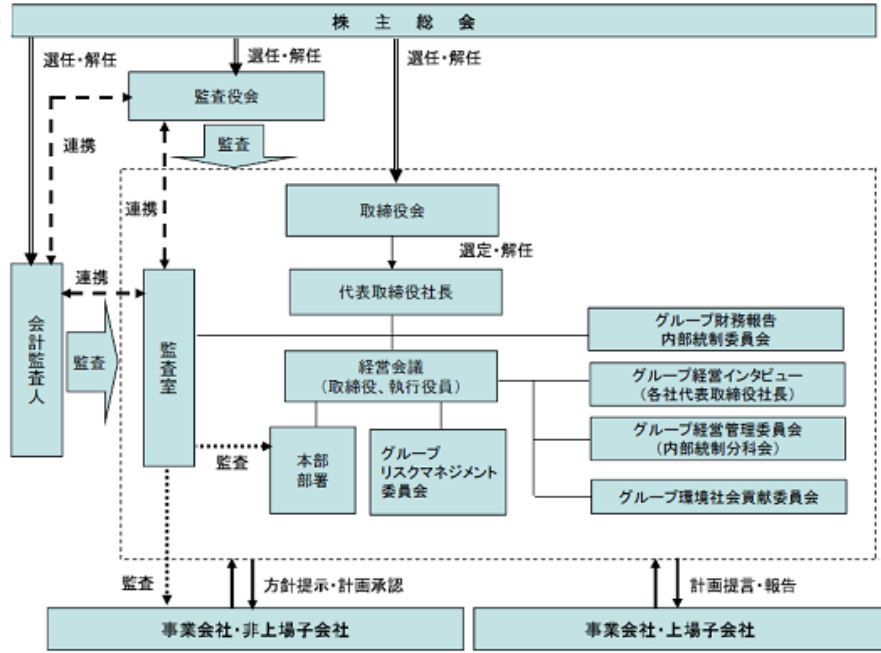
1. 情報開示に対する基本的考え方

- ・当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を把握・管理し、当社及びグループ会社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行います。
- ・当社は、会社法、金融商品取引法、その他の法令及び上場している証券取引所の規則を遵守します。
- ・当社は、投資者への会社情報の適時適切な提供に向けて開示統制、内部統制の整備を強化し、有効に機能するよう努めます。

2. 適時開示に係る社内体制

- ・当社の経営関連情報、財務情報等は、取締役会事務局であるグループ業務企画部に集約される社内体制を構築しております。
- ・重要な経営関連情報、財務情報は取締役会へ適切に付議・報告を行う体制となっております。
- ・公開子会社に関する適時開示すべき情報については、グループ各社から当社のグループ戦略本部・グループ経理財務本部へ報告する体制となっております。
- ・投資者への適時適切な会社情報の開示を行うために、グループ業務企画部・グループ経理財務本部が連携して情報の網羅性、正確性、適時性を確認し、迅速かつ公平な情報提供ができる体制を構築しております。

なお、内部者取引規制に関しましてはグループ業務企画部部長がインサイダー情報管理責任者として、「インサイダー(内部者)取引防止規程」の運用にあつております。当社はインサイダー(内部者)取引防止のため、必要に応じ役員に対し研修会を実施し、周知徹底を図っております。



*顧問弁護士及び監査法人等の第三者から、業務執行上の必要に応じ適宜アドバイスをうけております。

【適時開示体制の模式図】

